

徳島県告示第二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により認可の申請のあった土地改良事業計画の変更については、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

令和六年五月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請人

吉野川北岸土地改良区

二 地区名

吉野川北岸地区

三 縦覧期間

令和六年五月二十七日から

令和六年六月二十四日まで

四 縦覧場所

吉野川市役所、阿波市役所、美馬市役所、三好市役所、板野町役場、上板町役場及び
東みよし町役場